

<社印や役職印の利用用途>

	代表者印 (登記されている実印)	代表者印	役職印	角印
A社	<ul style="list-style-type: none"> 代表者印が必要な文書 (契約書など) 企業の実印が必要な文書 (各機関への申請書類など) 	<p>登記のない印については、社内規程で社印を組織印と役職印に分類し、社内で印鑑登録および配置管理。</p> <p>－ (現在、登記のない代表者印は配置はない)</p>	<p>【役職印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職印が必要な文書 (契約書など) 	<p>【組織印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に契約行為のない文書 (請求書など)
B社	<ul style="list-style-type: none"> 契約書 (契約相手先が法人代表者の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行取引 代表者の印を求めている簡易な文書 	<p>【管理部長印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書 (契約相手先が法人代表者以外で当社が発注者の立場の場合) <p>【営業部長印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書 (契約相手先が法人代表者以外で当社が受注者の立場の場合) 見積書 	<p>現状はほとんど使用せず。強いて上げれば、当社発行の領収書に押印</p>
C社	<ul style="list-style-type: none"> 銀行口座の開設依頼書 官公庁入札届出書類、登記関係書類 官公庁、自治体関連の請求書、報告書・申請書 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書 対外文書等で代表者印を要する書類 銀行との取引印 	<p>【見積印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積書 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書
D社	<p>当該書類 (例、契約書) の相手方との合意により利用する印を決定。 通例では、契約書には契約印を利用。 相手方との協議により、実印押印が必要とされた場合は、会社の実印を利用。</p>	<p>役職印も同様に相手方との合意により押印。 角印と役職印の組合せが多い。</p>		
E社	契約書等	申込書等		
F社	<ul style="list-style-type: none"> 役所関係提出書類 契約書 覚書 等 	<ul style="list-style-type: none"> 見積書 申込書 等 		
G社	<ul style="list-style-type: none"> 議事録 (株主総会、取締役会) 招集通知書 (株主総会、取締役会) 申請書 	<p>【社長印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積書、請求書 契約書 関係先への通知文書 検収書 払戻請求書 	<p>【部長印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積書 請求書 関係先への通知文書 	<p>【会社印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収証 申請書 検収書

<所属会社に関わる属性情報の活用事例や活用予定>

- 属性情報は会社情報のみです。社内規程に従い権限委譲された人が会社印・役職印として電子申請や電子契約などに利用しています。

○ (1)認定認証業務の証明書

電子証明書内に格納している企業情報により企業活動に係る各種の手続きに活用。

- ・ 国および地方自治体の電子入札
- ・ 国の電子申請
- ・ 国税および地方税の電子申告
- ・ BtoBの電子契約
- ・ 建築確認機関の建築確認申請

登記のない個人事業主、一部の医療機関（公立の病院など）の組織情報についても明確な組織情報の証明ができれば、証明書に格納する。

(2)HPKI関連証明書

電子証明書内に格納している組織情報や対応するID情報、医療従事者の資格属性により医療活動に係る手続きに活用。

- ・ 電子カルテなどのe文書保存(医師資格、病院名などの組織情報)
- ・ 電子処方箋など（医師資格）
- ・ レセプトオンライン用（薬局等に対応するID情報）

(3)認定外の認証サービス

電子証明書内に格納している利用者が在籍する企業、組織の存在確認に活用。

- ・ BtoBの電子契約他

企業ポータル、法人番号の活用が想定はされますが、明確な活用予定は定まっておりません。

- 官公庁や地方自治体の電子申告で、法人の申請をする際に属性情報（法人名、代表者名等）が記載された電子証明書を利用して、申請資格の確認が行われています。

また、土業の電子証明書には、土業登録番号や所属会の情報を記載しており、代理申告の受付時に、土業資格者であるかの確認が行われています。

- 大きく2点です。

1点は、BtoGでの利用です。

弊社で提供する電子証明書には商号、登記面住所の記載があり、官公庁や地方自治体は入札参加資格との突合に利用しています（認証）。

もう1点は、BtoBでの利用です。

電子文書（例として契約書）に利用する際、契約書の相手方を確認するために利用されています。

また、認定外としては、特定の文字列を入力することで、クライアント認証の利用（特定の種類の電子証明書以外は受入れないようにする）

また、メールの署名・暗号化にも利用されていますが、これも相手を認証し確認するために属性は利用されています。

総じてビジネス上、個人のための証明（認証）の機会は僅少であり、必ず属性が必要になっているものと推測されます。

個人の実印押印に相当するマイナンバーカードが今後発行されますが、企業内、企業間などビジネスユースには利用されにくいと思います。

- 利用者が在籍する会社の存在確認に活用。

- 認定認証業務（属性情報：文書情報管理士番号）：文書情報管理士資格取得者。
非認定認証業務（属性情報：会社名）：お申し込み時に登記簿謄本の提示を求め、会社の存在と所属を証明。

- [活用事例]

属性情報として記載されている組織情報が主となって、企業の活動に係る下記手続きにて活用されています。

- ・ 国および地方公共団体の電子入札
- ・ GtoB、BtoBの電子契約
- ・ 国の電子申請
- ・ 国税および地方税の電子申告

[活用予定]

直近としては電子申請・電子申告の活用事例の延長線としてマイナンバー導入後に想定される法人ポータルでの活用を期待しています。

また、電子署名および電子証明書に格納される属性情報の認知度の向上次第では「企業間でやり取りされる認印に代わる物としての活用」「企業内で紙文書に押印される簡易印鑑に代わる物としての活用」等も期待しています。